

(仮称) 男鹿市、潟上市及び秋田市沖
洋上風力発電事業

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

2023 年 9 月

株式会社 J E R A
電源開発株式会社
伊藤忠商事株式会社
東北電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間	1
(4) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価方法書について提出された	
環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して約1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

2023年7月28日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

2023年7月28日（金）付けで、秋田県内新聞の秋田魁新報（日刊新聞、全県版）の2面に「公告」を掲載した。（別紙①参照）

② 関係市の広報誌への掲載

第1-1表に示した関係市の広報誌に「お知らせ」を掲載した。（別紙①参照）

第1-1表 方法書の公告を掲載した関係市の広報誌

関係市	掲載広報誌・掲載号
男鹿市	「広報おが」令和5年8月号
潟上市	「広報かたがみ」令和5年8月号

③ インターネットによる公表

2023年7月28日（金）付けで株式会社JERAのホームページに「お知らせ」を掲載した。（別紙②参照）

https://www.jera.co.jp/ir/denshi_koukoku/assessment_oga_katagami_akita

(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、第1-2表のとおりである。

第1-2表(1) 方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所		縦覧期間	縦覧時間
関係市町の施設	男鹿市役所（本庁舎2階まるごと売込課） （秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1）	2023年7月28日（金） ～ 2023年8月28日（月）	8:30～17:15 （土・日・祝日を除く）
	男鹿市船越出張所 （秋田県男鹿市船越字船越40）		
	男鹿市脇本出張所 （秋田県男鹿市脇本脇本字前野8）		
	潟上市役所本庁舎 （秋田県潟上市天王字棒沼台226-1）		
	潟上市天王出張所 （秋田県潟上市天王字上江川47-441）		
	潟上市追分出張所 （秋田県潟上市天王字長沼132-21）		

第1-2表(2) 方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所		縦覧期間	縦覧時間
関係市町の施設	秋田市役所（本庁舎環境部環境保全課） （秋田県秋田市山王一丁目1-1）	2023年7月28日（金） ～ 2023年8月28日（月）	9：00～17：00 （土・日・祝日を除く）
	秋田市北部市民サービスセンター （秋田県秋田市土崎港西五丁目3-1）		
インターネットの利用による公表 株式会社JERAホームページ			縦覧期間中常時

(4) 縦覧者数

縦覧者名簿に記載されていた縦覧者は、潟上市役所本庁舎における1名である。

また、電子カタログサービス eBook5 へのアクセス数より算定したホームページの閲覧者数は、方法書が513名、要約書が354名である。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を第1-3表のとおり開催した。

第1-3表 説明会の開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時	開催場所	来場者数
2023年8月22日（火） 18：30～20：00	潟上市市民センター（かたりあん） 多目的ホール （秋田県潟上市天王上江川47-398）	6名
2023年8月23日（水） 18：30～19：30	男鹿市民文化会館 大会議室 （秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1）	5名
2023年8月24日（木） 18：30～20：40	北部市民サービスセンター（キタスカ）3階 （秋田市土崎港西五丁目3番1号）	12名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2023年7月28日（金）から2023年9月11日（月）までとした。（縦覧期間及びその後2週間）

なお、郵送の受付は当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函もしくは株式会社JERAへの郵送による書面の提出により意見を受け付けた。

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、10通（意見の総数：55件）であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要 と事業者の見解

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、第2-1表のとおりである。

なお、意見書は、複数の意見が記載されていたことから、第2-1表に意見書ごとに主番号と、意見の内容ごとに枝番号を付与した。

第 2-1 表 (1) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
1-1	(1)事業実施想定区域の面積、風力発電機設置区域約 28.38 km ² の選定方法について ①船越水道の船舶通航海域及海岸保全区域(飯島)になっているが、委員会検討対象エリアであり、海域の確認及漁業者への十分なヒヤリングがなされたでしょうか？又ハタハタ資源対策協議会へのヒヤリングは十分なされたでしょうか？船越沖の水深 30m、陸地から約 50～100m が北限のトラフダの産卵場の可能性であり、十分な調査をなされたでしょうか？特にハタハタの稚魚 2～6 月の調査、経度、水深、水温、魚種、尾数等の調査や環境アセスが十分に調査されたでしょうか。	事業実施想定区域については、2022 年 12 月 28 日に公示された「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針の記載に基づき選定しております。 対象事業実施区域は「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」(以下、「促進区域」という。)から促進区域の一部の範囲である船越水道の船舶通航海域を含む北西部を除いた範囲に変更し、生物多様性の観点から重要度の高い海域(沿岸域)である「男鹿半島周辺」を除外しました。風力発電機は 15,000kW 級を 21 基としております。
1-2	②一般論的に海は国民の共有財産です。法令による規制、海洋基本法、海岸法保全区域による位置関係の確認は十分でしょうか。	これらの環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を「7.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯」に記載しております。
1-3	③男鹿半島の脇本海岸及船越海岸は生物多様性の観点から重要度が高い海域に指定されています。ジオパークの指定区域です。	事業の実施に当たっては専門家の助言、国内外における最新の知見・事例、地域住民、漁業者からの情報収集等に努め、調査、予測及び評価を実施し、動植物や生活環境への影響を可能な限り回避又は低減できるように環境保全措置を検討します。
1-4	④洋上風力発電設置の為に、地域住民の生活環境に対する配慮の観点は十分でしょうか。海岸から約 1 km～4.5km、男鹿沖～秋田沖まで 16km 海域、海面から約 250m、風力発電機 29 基(総出力 34 万 kW)想定の場合、一般住宅 1824 戸、福祉及学校関係 92 件あり、電波障害やローターの影が直径ローターの約 10 倍あり、人体や教育関係に影響があるのではないかと。対策は必要ではないかと。	また、地域住民、漁業者等に丁寧な説明を行い、理解を得よう努めます。
1-5	⑤事業規模の基礎杭打時の 80～100 ヘルチの打音、海中では約 1/2 の 40～50 ヘルチです。地域住民や漁業者への十分な説明がなされたでしょうか？	電波障害については、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会」の意見において「選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、電波受信環境等に支障を及ぼすことがないよう配慮する」点について言及しており、同意見を踏まえた対策を検討します。
1-6	⑥風力発電の配置区域の周辺海岸は複被砂丘地帯で 20～30km の続きです。「日本地形レッドデータブック」の秋田砂丘となっている。風力発電設置による、潮流変化や砂丘減少等の変化が当然に考えられる。十分な調査が必要と思う。	なお、風力発電機設置区域の面積は 25.38 km ² 、風力発電機設置区域から 2.36km の範囲に存在する配慮が特に必要な施設は 5 施設、住宅は 728 戸になります。
1-7	⑦漁業権者状況について、男鹿市、潟上市では底びき網 234 ケ、定置網 425 ケ、刺網 10 ケ、はえ縄 60 ケとなっているが、今後漁業権者との関係が重要になってくる。十分な対策と説明ではないかと。	
1-8	⑧電波障害対策と調査の必要性、秋田市大森山(150m)から発信された電波により潟上市及男鹿市は受信されているが、南東の風により現在に電波障害が起きており、十分な対策と調査の必要性があると思うが？	

第 2-1 表 (2) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
1-9	⑨環境アセス法令には事業の立案に必要ですが、住民の不安や不信を与えない為の予見調査制度です。環境アセス法の正確性は何%なのか。リスクは何%なのか。事業後に科学的な裏付けが立証された場合に責任はとれるのか？	1-1～1-8 と同じ
1-10	⑩騒音及超低周波音及び風車の影について、風力発電区域から 2.0km の範囲内で住宅建物が 313 戸があり、学校、保育所 45 戸、医療機関 2 戸となっており、定量的な予測調査の実施の必要と思う。又、低周波は人間の知覚閾値を下回ることがあり、病人、子供等の対策が必要ではないか。ドイツではガイドラインがあり、対策が必要と思う。	騒音、超低周波音及び風車の影については、準備書以降の手続きにおいて、定量的な予測結果をお示しします。 超低周波音は、ISO-7196 に示されている「超低周波音の知覚の閾値」との整合が図られているか評価します。 風車の影は、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省、2013 年）に記載されているドイツのガイドラインの指針値「実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間 30 時間かつ 1 日 30 分間を超えないこと」との整合が図られているかを評価します。 なお、風力発電機設置区域から 2.0km の範囲に存在する配慮が特に必要な施設は 1 施設、住宅が 55 戸になります。
1-11	⑪男鹿半島及八郎湖周辺の環境対策について、ガン、カモ、ハクチョウ等々の渡り鳥飛翔ルートとなっているので、特にバードストライクに対する調査や対策が必要ではないか。	鳥類に関する動物相の状況については、文献その他の資料調査を行うと共に、海鳥を対象とした船舶トランセクト調査、鳥類全般を対象としたポイントセンサス法による調査、空間飛翔調査、希少猛禽類であるミサゴ及びハヤブサを主な調査対象とした希少猛禽類営巣地調査を必要に応じて専門家からの指導、助言を踏まえ実施します。 また、鳥類の衝突の可能性に関しては、最新の知見である「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、2011 年 1 月、2015 年 9 月修正版）に基づき、必要に応じて複数のモデルを用いて定量的に予測することとしました。
1-12	⑫北由利活断層について、秋田沖から本庄沖まで約 20km に活断層があり、十分な調査がなされたものでしょうか？その他に秋田県内で 5 ケ所が走っているの十分な調査と検討が必要と思うが。	風車配置については、海底地盤調査等の結果を踏まえ、適切に検討します。

第 2-1 表 (3) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
1-13 ⑬海域と景観について、秋田県は海岸線 263km、砂丘浜 73%、岩礁(がんしょう)27%となっている。沖合 20km、水深 200m、浅瀬 10ヶ所となっている。海岸は国民と県民の共有財産です。「みんなの海」です。洋上風力発電によって海域砂丘の変化があると思う。変化のあった場合、事業者が第 1 義的に、第 2 に県や国が責任をもっていたきたい。男鹿半島は国定公園であり、ジオパークの指定区域です。景観 10 年、風景 100 年、国土 1000 年と言われる歴史的観点から、事業者は県、国は、自然に対する畏敬(おそれ)の念を忘れずに経済的な視点ばかりでなく、自然や人間の生活の視点を考えての事業展開を行って下さい。住民には特に丁寧な説明や理解される様に、20～30 年後に有効的で良好的な事業と致して評価される様に御祈念を致しております。	風力発電所の海域への構造物設置については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020 年 11 月改訂) P213 において、潮流変化、即ち「「流向・流速」は、影響を及ぼすことはなく、参考項目として設定しない。」と記載されています。 また、「海洋構造物で生じる乱れの距離減衰の推定」(土木学会論文集 B2(海岸工学),Vol.74,No.2, I_1381- I_1386,2018.)において、周囲の潮流への影響は、タワー直径 10 倍程度の範囲とされています。例えばモノパイル式であれば、直径約 8～10m の場合、10 倍程度の範囲は約 80m～100m となり、風力発電機設置区域から 1km 以上離れている海浜、砂丘等への影響は小さいと考えます。 環境影響評価手続きを通じて、地域住民等に丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めます。

第 2-1 表 (4) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
2-1	(仮称)男鹿市、潟上市及び秋田市沖洋上風力発電事業方法書への意見 健康への影響は少ないとして進んでいる計画ですが、本当にそうでしょうか？ 今、秋田県内には風力発電や太陽光発電が乱立し、建設から時間も経過し、予測でしかなかったデーターを実測出来る状況になって来ました。初期 1500kW 級の資料のまま 15000kW の計画が進んでいます。 平面地図上の 2km で考えるのではなく谷や川、山への反射、既設風車との風向による相乗効果、波長の長い超低周波の人体への影響を考え合せなければ前に進める事は出来ません。 たくさんの企業の配慮書、方法書、準備書の説明会や評議会に参加させていただいてますが意見に対し「考慮します。」、「配慮します。」、「市や県が判断する事です。」、「他社のデーターにふれる事は出来ません。」、「健康被害は認められてません。」と判で押した回答で、ていねいな説明にはなっていません。 健康被害者は、その場をはなれると、一時的に症状は軽くなりますが、完治するわけではありません。しかたなく引越ても、風力発電の乱立や建設計画さらに電磁波過敏症により、エアコン室外機、コンプレッサー、共鳴する橋などにさらされ、神経がおびやかされ、心臓や内臓の病気をも引き起こしているようです。 国が進める事業なら、国が各自治体と連携し、再エネ賦加金も使い、時間をかけてきちんとデーターを集めるべきです。 調査、予測は古いデーターで机の上で計算するものではありません。風車の近くに 1～2 年住み込んで計算とどうちがうか調べていただきたい。 評議委員の方々も経済におしきられず、国民の代表として、こまかく追及していただけますようお願いします。	建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音による影響については、環境影響が最大となる状態における調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討します。 なお、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音による影響については、対象事業実施区域の周囲に存在する稼働中及び計画中の風力発電事業者の情報収集に努め、累積的な影響の予測、評価を実施します。 また、その結果を準備書に示すとともに、説明会や縦覧を通じて丁寧かつ十分な説明を行い、理解を得るように努めます。
3-1	意見 現在、再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業の公募基準を巡る贈収賄疑惑が浮上し、私たち国民の不信感は益々つのるばかりです。実際に公募基準が変更になり、現公募基準が不正で成立した可能性があることから、「贈収賄疑惑」の捜査が全て終了し、疑惑が解明されるまで、今回の洋上風力発電事業の応募に向けた一切の手続きをまずは停止するべきではないですか。また、現基準に疑惑があっても手続きは成立するのですか。	現在、再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募が行われており、公募占用指針に定めるルールにより、公募参加などに関する事項への回答は差し控えさせていただきます。
3-2	「日本風力発電協会」は 2022 年 2 月 22 日に応募ルールの見直しを国に提言しているが、御社はこの協会のメンバーですか。	株式会社 J E R A、電源開発株式会社、伊藤忠商事株式会社及び東北電力株式会社は、日本風力発電協会の会員です。

第 2-1 表 (5) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
3-3	住民説明会で「録音・撮影・録画」禁止となっている理由を問うたところ、説明文は全て配布され、スライド説明をあるから問題ではないとのことでした。しかし、参加住民との質疑応答の部分も禁止となることは重大です。質疑応答は住民が事業を知るのに最も有効な手段であり、後の十分な検証が不可能となります。一方、自分たちは録音するとのことでした。再エネ海域利用法では国民理解を重視しています。双方がキチンと検証が出来ることで、理解が進むのではないですか。 報道機関に対しても録音などが許可されたのは挨拶部分のみで、多くの県民が知る機会が無くなることになりました。 更に、自分たちだけの録音は、問題点を指摘する住民対策の検討に使用されるだけであり、国民理解を得る行為ではないのではありませんか。	会場内での写真撮影・ビデオ（動画）撮影・録音等は、説明会の進行や運営等の支障になる可能性があるほか、来場者・説明者の肖像権の保護の観点等を踏まえて禁止とさせていただいております。 方法書説明会は、地域の皆さまをはじめ一般の方々に方法書の内容を周知、ご理解いただくことが目的であり、この様な対応とさせていただきます。
3-4	「他のお客様にご迷惑となるような発言や行動・・・」の注意事項は「お客様」の定義が不明であるばかりかその警戒感から、住民に発言を控えさせるに十分な心理的効果があります。住民説明会は住民が事業者と直接に触れ合う唯一の機会ですが、住民説明会をどのように捉えていますか。	説明会にご来場いただいた方々は、我々電気事業者にとって大事なステークホルダーでありますので、「お客様」と表現させていただきましたが、必要に応じて、準備書手続き以降において、見直しを検討させていただきます。
3-5	海外で事業に係わる事業者もおられるとのこと、欧州では風車事業の環境への悪影響を回避する方法として離隔することとしており、洋上では最低でも人家から 20km 以上離隔するとの知見を得ているはずです。従って、欧州では本事業のように沿岸に多くの人家が有り、離岸距離がわずか 1~2km の海域に全高 270m もの風車を 21 基も建設するような事業は、あり得ません。このあり得ない事業を秋田県沖では行えるとする理由は何ですか。	促進区域の指定に至る経緯より、風力発電機設置区域については、秋田県が促進区域の候補海域を検討する設定条件として、水深 30m 以内の風車設置を前提としている点を考慮しております。 なお、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音については、環境影響が最大となる状態における調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討します。
3-6	秋田港・能代港の洋上風力発電事業は県沖洋上風力発電事業の先行事例としての事業でしたが、御社らも多くの知見を得たことと思います。この事業ではモノパイル打設時の騒音の影響が懸念の一つでしたが、この際の県民・住民の反応も事業者にとっては貴重な知見であると考えます。 振動を伴う辺りに轟く大音響は県民としても初めての経験であり、本事業が予定する 3 分の 1 程の風車でもこれほどならば、県沖ではどのようなものになるのか予測もつかず恐ろしい思いをしています。 エアカーテンなどが、どれほどの対策となるのか。コスト面ではどうなのか。工事の期間だけだとかまわずに事業を進行させ、結局は住民・県民の泣き寝入りになった、先行事例が県沖の事態を予測しているのではないですか。	

第 2-1 表(6) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
3-7	日常的に住民が 270m もの風車群を目にする景色の激変に苦痛を感じる事態となることを懸念する知事意見がすでにあります。事業区域が近いことに由来しますが、住民にどう対応するのですか。	地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響については、今後、調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討します。 また、その結果を準備書に示すとともに、説明会や縦覧を通じて丁寧かつ十分な説明を行い、理解を得るように努めます。
3-8	既存風車による健康被害がすでに発生しており、洋上風力による更なる被害を懸念しています。 累積的影響調査のためには、他事業者の既存風力発電所周辺住民の騒音・超低周波音と、風車の影の健康調査が必要ですが、実施しますか。	施設の稼働に伴う騒音、超低周波音及び風車の影への影響については、対象事業実施区域の周囲に存在する稼働中及び計画中の風力発電事業の情報収集に努め、累積な影響の予測、評価を実施します。 また、その結果を準備書に示すとともに、説明会や縦覧を通じて丁寧かつ十分な説明を行い、理解を得るように努めます。
3-9	事業区域は「生物多様性の観点から」八郎潟干拓地及び小友沼の鳥類に影響を与える可能性があります。配慮書段階の事業区域を方法書では縮小したように、事業区域や基数などの縮小は可能ですか。	風車の具体的な配置については、風況調査、地盤調査及び環境影響評価の結果を踏まえて確定する予定です。
3-10	本事業の巨大風車群は寒風山展望台からの眺望に多大な悪影響を与えることは確実であり、秋田県の貴重な観光資源を消失させます。地元自治体の活性化にどのように寄与しますか。	地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響については、今後、調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討します。 また、その結果を準備書に示すとともに、説明会や縦覧を通じて丁寧かつ十分な説明を行い、理解を得るように努めます。
3-11	出戸浜海水浴場の眼前の巨大風車群を目にして人々が「自然と触れあいながら」水泳などを楽しむことが出来ると考えますか。出戸浜海水浴場の海に浸って調査してください。	地形改変及び施設の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、今後、調査により人と自然との触れ合いの活動の場の利用者が利用可能な海域の変化等を把握した上で、利用者の行動の制限等の影響の予測、フォトモンタージュを作成した予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討します。
3-12	2022 年の法定協議会において決められた事業区域は、御社が配慮書（2023 年 1 月）に提示したものと同じです。しかし、今回の方法書においては、北西部の除外により縮小しています。法定協議会の決定を変更してまでして縮小した理由は何ですか。経緯を教えてください。	事業実施想定区域については、2022 年 12 月 28 日に公示された「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針の記載に基づき選定しております。 対象事業実施区域は、促進区域から促進区域の一部の範囲である船越水道の船舶通航海域を含む北西部を除いた範囲に変更し、生物多様性の観点から重要度の高い海域（沿岸域）である「男鹿半島周辺」を除外しました。

第 2-1 表(7) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
4-1	意見 先日、8月24日 秋田県秋田市 土崎 秋田北部市民センター 通称キタスカにての説明会に参加した一市民です。 環境保全の見地からの意見があれば、投稿可能ということで一文投稿させていただきます。 そもそも、秋田県電灯使用電力量は2010年を最大値に減ってきております。 人口そのものも減少傾向にあります。当然のことながら県民が使う電力量は十分に足りているということです。 こんな中すでに、地上風力においても、太陽光発電においても、維持そのものに不安を呈しているのは十分ご存じだと思います。 昨今の異常気象により、施設設備の維持、自然景観への悪影響、ずらっと並ぶ風力発電の羽根の遠景は異様で決して美しい景観ではありません。 TV CM でいかにもあたらしい秋田を演出しているように放映されていますが、、 同様に休耕田などの跡地の太陽光のパネルの異常な景観に驚かされるばかりです。 情緒的な意見と嘲笑されるかもしれませんが、実際未曾有の豪雨が続く近年、その施設設備の残骸がいかにか地球を破壊しているか、周知なのではないでしょうか？ この残骸もろもろを始末するにも膨大なエネルギーが必要です。廃棄物処理に伴う廃熱などの未利用熱の利用も今後ますます研究価値のあるものかもしれません。 人口減少地の秋田をさらに犠牲にして、今回設置予定の洋上風力は本当に必要なのでしょうか？ 都会の電力の供給地として都会に住んでいる人々のふるさとの自然を破壊し、故郷の父母の健康を破壊してまでも必要なのでしょうか？ 秋田県はその昔、出稼ぎと称し、妻子を田舎に残し、東京の復興に寄与しました。経済成長期、多くの同胞は、金の卵として集団就職の形態で古里を捨てました。その子供たちも今は立派な経営者に成長していることでしょう。今回のプロジェクトにも、たくさんの秋田出身者がいるかもしれません。もしそうであつたら、思い返していただきたいと思います。 あなた方が育ったあの緑深い山々に今は文明という暴力が山を異常な形態にして、大雨などの自然の力にしっかりと対応できる、山の力をすっかり弱くしてしまっていることを認識して頂きたいと思います。 (次頁に続く)	本事業は、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市の沖合の一般海域において洋上風力発電機を設置し、電力の供給を行う計画であり、我が国の政策や秋田県、男鹿市、潟上市及び秋田市の取組みにも即しており、当該地域の資源である風力を活用したクリーンエネルギーを供給することにより、地球温暖化対策の一助として地球環境保全に貢献するとともに、地元自治体の活性化に寄与することを目的としております。 事業の実施に当たっては専門家の助言、国内外における最新の知見・事例、地域住民、漁業者からの情報収集等に努め、調査、予測及び評価を実施し、動植物や生活環境への影響を可能な限り回避又は低減できるように環境保全措置を検討します。 また、地域住民、漁業者等に丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めます。

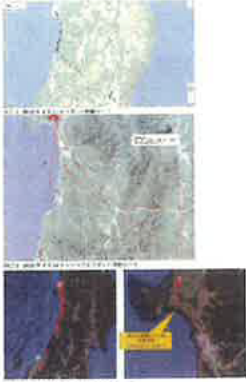
第 2-1 表 (8) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
4-1	日本列島の近海は欧州の近海と違い、洋上風力を建設するには不適切なのではないでしょうか？住民が住む陸地からほとんど離れていないところでの建設にまず基礎工事の音が秋田市内に響き渡り、完成稼働したその時はブレードの回転の低周波になやまされ、住民の健康被害も懸念されます。個人差があるようですが、大丈夫とお思いならば、幹部の皆様にお住みいただきたいものです。バードストライクなど、海底の生物に対する影響の心配もあります。十分な調査をしてまたきっちりと報告いただき秋田県への経済効果に見合うものかしっかりと精査をお願いしたものです。 秋田県への経済効果も 1 割あるかないかなどとも聞き及んでおります。 今回の説明会はそのための環境影響への評価の説明会であったようですが、今回の説明でいかにも説明責任は果たしたかのような勘違いはないことを切に望みます。 多くの住民が参加できるよう広範囲の告知もお願いしたいです。 景観が素晴らしいというシンボライズされた CM ばかりではなく、このような説明会を開催していること、そんな CMこそ大事なのではないのでしょうか。	
5-1	意見 再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業の公募基準を巡り贈収賄疑いで令 5 年 9 月 7 日秋本真利衆院議員が受託収賄容疑で逮捕されました。 この事件が解決されるまで洋上風力発電事業の中止を求めます。 これまで設置された洋上風力発電事業の不正がないのか調べて利権がらみの便宜がないのか明らかになるまですべての洋上風力、陸上風力発電事業の中止をして国民に明らかにする事が先に行う事です。 それまでは中止です。	現在、再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募が行われており、公募占用指針に定めるルールにより、公募参加などに関する事項への回答は差し控えさせていただきます。

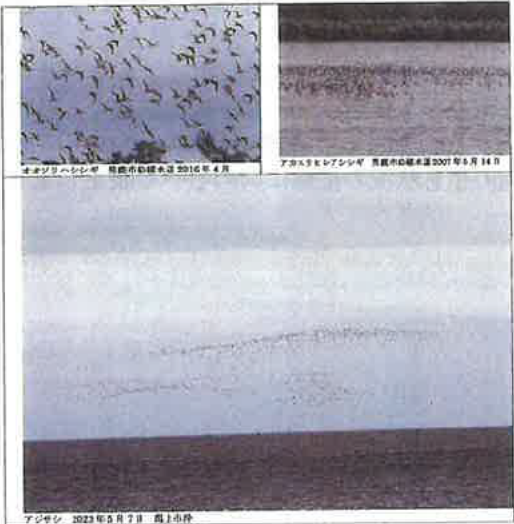
第 2-1 表 (9) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
5-2	秋田県にどれほどの利益があるのか疑問です。 R5 8/24 説明会で伊藤忠の社員の方が洋上風力発電事業が秋田を右肩上りになると言っていました。が全く意味がわからなかったので説明求めます。 株式会社 J E R A 電源開発 伊藤忠商事の関係を詳しく知りたいです。 再生エネルギーの開発は疑問だけです。 説明してもらいたいです。	現在、再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募が行われており、公募占用指針に定めるルールにより、公募参加などに関する事項への回答は差し控えさせていただきます。 なお、環境影響評価における方法書以降の手続きでは、より詳細な環境配慮に係る検討が必要であると考え、株式会社 J E R A に風力発電事業及び環境影響評価の知見が豊富な電源開発株式会社、伊藤忠商事株式会社及び東北電力株式会社の3社を加えた4社にて共同で実施することを合意しました。
6-1	現在、貴社が公告・縦覧および住民意見を募集している「(仮称)男鹿市、潟上市及び秋田市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」に対して、鳥類の保護の観点から下記の通り意見を述べる。 記 配慮書に対する意見で述べたように、対象事業実施区域(以下、計画地という)に設定されている海域(以下、当該海域という)は、海鳥の重要生息地(マリン IBA)の指定海域であり、また、渡り鳥の重要な移動経路であると同時に、計画地の周辺で繁殖する希少猛禽類ミサゴやハヤブサの採餌海域にもなっている。国内的にも国際的にも重要な鳥類の生息地・中継地となっている当該海域は事業実施想定区域から本来除外されるべきであり、計画を白紙に戻すべきであるという我々の意見に変更はない。 この計画をあえて進めるのであれば、計画地を含めたこの区域全体の生態系に負の影響を与えないことを保証するものでなければならない。 現状の生態系を維持し、負の影響が生じることを防ぐためにあらゆる努力が払われるべきであり、方法書段階で、現状の生態環境を詳細に調査して、本事業による環境影響を正確に把握したうえで、軽減策を示す必要がある。またその対策が有効に働くかどうか、稼働後も継続的に調査し、負の影響が認められた時にはその都度必要な緩和策を取ることが求められる。 (次頁に続く)	対象事業実施区域及びその周囲が、海鳥の重要生息地であること、渡り鳥の重要な経路と重なっていること、希少猛禽類の採餌海域となっていることを踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲の鳥類の生息状況等を適切に把握するため、専門家の助言を得ながら調査手法を設定しました。 事業の実施に当たっては専門家の助言、国内外における最新の知見・事例、地域住民、漁業者からの情報収集等に努め、調査、予測及び評価を実施し、鳥類への影響を可能な限り回避又は低減できるように環境保全措置を検討します。

第2-1表(10) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
6-1	それを実現するためには方法書に記載されている調査内容では不十分である。調査は現況を可能な限り正確に把握するものであるべきであり、これが不足すると計画段階での有効な環境影響軽減策を取ることができなくなるだけでなく、供用後の影響についても正確に評価できなくなってしまう。 その観点から本方法書を読むと、生態調査のための方法については述べているものの、その時期、頻度、網羅性については記述があいまいであり、しかも提示されている時期や頻度では、変動が激しい鳥類の動きを正確に把握することは困難である。この地域の国際的な重要性、特殊性を鑑みた有効な軽減策を提示できるような調査計画を示さない限り、次の段階に進むべきではない。 以下に具体的な改善すべき点を記す。	
6-2	渡り鳥の調査として春は3月～5月を想定しているが、ガン・ハクチョウなどカモ科鳥類は越冬期にも滞在地を変えるなどで頻繁に移動を行うため、越冬期にも行うべきである。ガン・カモ・ハクチョウ類に特化した調査日を設け、月当たりの調査日数も増やすべきである。 マガン（天然記念物、準絶滅危惧）、ハクガン（絶滅危惧ⅠA類）、シジュウカラガン（国内希少野生動植物種、絶滅危惧ⅠA類）、亜種オオヒシクイ（天然記念物、準絶滅危惧）に関しては、（公財）山階鳥類研究所と日本雁を保護する会がGPSを使った飛翔ルート調査を行っており、これによると特にシジュウカラガンは早い時には1月から最大越冬地の伊豆沼と計画地に近い大潟村を往復しはじめる。また、ガン類全般も2月にはかなり頻繁に行き来することが観測されており（図①-1、図①-2、図①-3）、ここ数年の傾向として少なくともガン類については春季の越冬地から大潟村への移動は2月末までにほぼ完了している。このため調査期間に越冬期を含めることは必須である。1月から調査を始め、2月には相当数の日数を調査に充てるべきである 	鳥類の調査時期及び日数については、専門家等の指導、助言を得て、冬季の調査として、船舶トランセクト調査を2日間、ポイントセンサス法による調査を3日間、レーダー観測調査を2昼夜程度実施することとし、冬季のガン・カモ・ハクチョウ類の生息状況の把握に努めるべく設定しました。

第2-1表(11) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
6-3	シギ・チドリ類やサギ類の秋の渡りは8月後半から始まるため、秋の調査は8月後半から行うべきである。	鳥類の調査時期については、専門家等の指導、助言を得て、秋季の調査として、船舶トランセクト調査、ポイントセンサス法による調査、レーダー観測調査、空間飛翔調査を9月から11月に各月4日程度実施します。また、8月に実施する希少猛禽類を対象とした空間飛翔調査においても、シギ・チドリ類やサギ類の秋の渡りの状況の把握に努めるべく設定しました。
6-4	シギ・チドリ類、アジサシ類等の旅鳥はガン・カモ・ハクチョウ類と比較して飛来する時期が予測しにくいいため、限られた日数の調査ではまとまった数の群が目撃できない可能性が高い。このため、これら鳥類の実態が予測評価に反映されないことが懸念される。調査で目撃できなかった場合追加調査を行うか過去データを用いて適切な予測評価を行うべきである。 	鳥類の調査時期及び日数については、専門家等の指導、助言を得て、秋季の調査として、船舶トランセクト調査を2日間、ポイントセンサス法による調査を3日間、レーダー観測調査を2昼夜程度、空間飛翔調査を9月から11月に各月4日程度実施します。また、8月に実施する希少猛禽類を対象とした空間飛翔調査においても、シギ・チドリ類、アジサシ類等の旅鳥の飛来状況の把握に努めるべく設定しました。
6-5	供用後の飛翔経路の変化を正確に評価できるようにするために、風車設置位置とははずれるが、船越水道河口の右岸側にある船越海岸に少なくとももう1点調査ポイントを設けるべきである。	鳥類の調査時期及び日数については、専門家等の指導、助言を得て、対象事業実施区域の北側の鳥類の生息状況を把握するため、船越海岸（船越水道河口の右岸側）の調査地点を設定しました。
6-6	離岸距離・高度を正確に測れるレーザー測距双眼鏡等を用い、可能な限り正確なデータを取るべきである。	レーザー測距機等の使用により、鳥類の飛翔位置を正確に観測できるよう努めます。
6-7	年によって渡りの動向に大きな変動があるため、複数年の調査を行うべきである。	調査の手法については、専門家等の指導、助言を得て、春季の調査として、船舶トランセクト調査を4日間、ポイントセンサス法による調査を3日間、レーダー観測調査を2昼夜程度、空間飛翔調査を3月から5月に各月4日程度、秋季の調査として、船舶トランセクト調査を2日間、ポイントセンサス法による調査を3日間、レーダー観測調査を2昼夜程度、空間飛翔調査を9月から11月に各月4日程度実施します。

第 2-1 表(12) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
6-8	供用後鳥類の飛来数の変化を評価するために現況の大潟村における飛来数も把握しておくべきである。	専門家等からの指導、助言により、大潟村、八郎潟に生息する鳥類が、船越水道を経由して海上へ飛翔するとの情報を得ております。ポイントセンサス法による調査、空間飛翔調査では、本情報を踏まえ、陸側から風力発電機設置区域方面へ飛来する鳥類についても把握するため、調査地点を設定しています。大潟村から風力発電機設置区域方面に飛来する鳥類については、船越海岸（船越水道河口の右岸側）において飛来状況を把握します。
6-9	調査結果を待つまでもなく、鳥類の高頻度利用域である船越水道河口付近には風車を建てるべきではない。あらかじめ風車設置位置から外しておくべきである。	対象事業実施区域は促進区域から促進区域の一部の範囲である船越水道の船舶通航海域を含む北西部を除いた範囲に変更し、生物多様性の観点から重要度の高い海域（沿岸域）である「男鹿半島周辺」を除外しました。 また、風力発電機設置区域は、水深 10m 以浅の海域には、海底ケーブルを除く洋上風力発電設備等を設置しない旨の「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会」の意見に基づいて、水深 10m 以浅の海域を除外しましたので、船越水道河口付近の風力発電機の設置は計画しておりません。
6-10	本事業は鳥類の進行方向に風車が垂直に配列されることで衝突及び飛翔の阻害の度合いが高くなることが予想される。風車の配列は、鳥類の飛翔の阻害を最小限にとどめるために、1 列とするべきである。	風車の具体的な配置については、風況調査、地盤調査及び環境影響評価の結果を踏まえて確定する予定です。
6-11	供用後には供用期間を通して定期的なモニタリング調査を行い、影響が認められた時の影響緩和策には風車の一時停止または必要とあれば撤去も想定するべきである。	準備書以降の手続きにおいて、専門家等からの指導、助言を踏まえ予測及び評価を行い、その結果に応じて事後調査及び追加の環境保全措置の必要性について検討します。
6-12	「2050 年カーボンニュートラル」の目標達成と同時に、生物多様性においても世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組に沿うことが求められている。 再生可能エネルギーの導入は自然環境の保全に支障をきたす形であってはならないことは国も提唱している。この目標に沿うように心がけていきたい。 今回の意見書に記載されている意見等は概要としてまとめることなく、原文のまま掲載することを希望する。また、添付の図・写真も掲載することを求める。 以上	昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標である 2050 年ビジョンとして掲げられている『自然と共生する世界』の実現に向けて、事業の実施に当たっては専門家からの助言、国内外における最新の知見・事例、地域住民、漁業者からの情報収集等に努め、環境影響評価手続き、即ち、調査、予測及び評価を確実に実施し、動植物や生活環境への影響を可能な限り回避又は低減できるように努めてまいります。 いただいたご意見は原文のとおり記載いたしました。また、意見書への事業者の見解については、いただいた順番のとおり記載します。

第 2-1 表 (13) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
7-1	風力発電は自然由来のエネルギーで意のままに ならないので、需要に応じて安定的に電力を生み 出すことができない。これを補償するため、火力 発電による細かな制御が見えないところで働いて おり、風力発電が増えれば増えるほど、電力系統 全体ではそれを補う火力発電も増やしていかなけ ればならない宿命がある。この方式を根本から改 めない限り脱炭素はいつまでたっても達成できな い。 このように主張すると、「欧米ではすでに再エ ネ比率が 50%を越えている、日本が遅れているだ けだ」というような説明がされるが、実は再エネ 先進地域の欧米も状況は同じである。現在行われ ている脱炭素政策は、貯蔵できない電力をいくら でも貯蔵できると見なし、年間の再エネ発電量と 総需要量の比率を再エネ比率と言っているだけで ある。実際には裏で多くの化石燃料が使われてい ることは知られていない。再エネ比率が見かけ上 いくら増えても、実は CO2 排出はほとんど削減 されていない。 今本当にやるべきことは、電力の瞬時需給調整 技術を確立することと、電力需要量そのものを根 本的に減少させることであり、貴社にはこういう 技術革新にこそもっと力を注いでもらいたいと思 っている。	本事業は、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市の 沖合の一般海域において洋上風力発電機を設置 し、電力の供給を行う計画であり、我が国の政策 や秋田県、男鹿市、潟上市及び秋田市の取組みに も即しており、当該地域の資源である風力を活用 したクリーンエネルギーを供給することにより、 地球温暖化対策の一助として地球環境保全に貢献 するとともに、地元自治体の活性化に寄与するこ とを目的としております。 事業の実施に当たっては専門家の助言、国内外 における最新の知見・事例、地域住民、漁業者か らの情報収集等に努め、調査、予測及び評価を実 施し、動植物や生活環境への影響を可能な限り回 避又は低減できるように環境保全措置を検討しま す。 また、地域住民、漁業者等に丁寧な説明を行 い、理解を得るよう努めます。
8-1	〈鳥類について〉 配慮書意見で述べたように、対象事業実施区域 は鳥類の重要な生息地であるため、欧州先進地域 に倣って風力発電設備の建設予定地から除外され るべき場所です。建設を検討するのであれば他の 建設予定地と比べてもより厳格な予測評価と影響 回避策が必要です。以下の個別の意見を述べま す。	対象事業実施区域及びその周囲が、海鳥の重要 生息地であること、渡り鳥の重要な経路と重なっ ていること、希少猛禽類の採餌海域となっている ことを踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲の 鳥類の生息状況等を適切に把握するため、専門家 の助言をいただきながら調査手法を検討しており ます。 事業の実施に当たっては専門家の助言、国内外 における最新の知見・事例、地域住民、漁業者か らの情報収集等に努め、調査、予測及び評価を実 施し、鳥類への影響を可能な限り回避又は低減で きるように環境保全措置を検討します。
8-2	・しっかりした影響回避策を策定するためには、 各鳥類の飛翔のピークを把握する必要がある、そ れが得られていない調査は有効なものとは言えま せん。そのためには方法書記載の調査日数では不 足しています。予測が難しい渡りのピークを把握 するためには春秋の渡り期間はほぼ毎日調査が必 要です。毎日は無理でも相当数の日数を増やすべ きです。 ガン・カモ・ハクチョウ類については越冬期の 調査も必要です。また、単年度調査では年ごとの 天候による変動をカバーできないため、複数年度 行う必要があります。	調査の手法については、専門家等の指導、助言 を得て、渡り鳥については、春季の調査として、 船舶トランセクト調査を 4 日間、ポイントセンサ ス法による調査を 3 日間、レーダー観測調査を 2 昼夜 程度、空間飛翔調査を 3 月から 5 月に各月 4 日程 度、秋季の調査として、船舶トランセクト調査を 2 日間、ポイントセンサス法による調査を 3 日間、レ ーダー観測調査を 2 昼夜程度、空間飛翔調査を 9 月 から 11 月に各月 4 日程度実施します。ガン・カ モ・ハクチョウ類については、冬季にポイントセ ンサス法による調査、レーダー観測調査、空間飛 翔調査を実施します。

第 2-1 表(14) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
8-3	・貴社は施設の稼働に伴うバードストライクの可能性が存在することを指摘していますが、鳥類への負の影響はバードストライクだけではありません。回避行動による体力消耗などがより大きな負の影響として存在します。ガン・カモ・ハクチョウ類は越冬期には天候に応じてかなり頻繁に越冬地間を往復しますが、このような時には悪天候時にも飛びます。この時貴社計画のような巨大な風車を飛び越えなければならないことは大きな負担になります。最悪の場合海上のルートを選択肢として取れなくなる可能性もあります。このようなことを想定して予測評価及び回避策を行って下さい。	準備書以降の手続きにおいて、専門家等の指導、助言を得ながら、ご指摘の内容も踏まえ、予測、評価を実施し、適切な環境保全措置を検討します。
8-4	・稼働により鳥類の動きがどのように変化したかを見るため、稼働後も稼働期間を通じて調査を行って下さい。	準備書以降の手続きにおいて、専門家等からの指導、助言を得ながら、ご指摘の内容も踏まえ、予測、評価を実施し、その結果に応じて事後調査の必要性について検討します。
8-5	・カモ類やカモメ類等の水鳥は集団で海上に浮かぶことが多いです。飛び立つときに風車ブレードと衝突する可能性があるため、ブレードと海面との間隔も危険ゾーンになります。このことに留意して調査・予測評価・回避策を行ってください。	準備書以降の手続きにおいて、専門家等の指導、助言を得ながら、ご指摘の内容も踏まえ、予測、評価を実施し、適切な環境保全措置を検討します。
8-6	・洋上では死骸調査が難しいことから、風車本体にバードストライクを確実に検知できる装置を取り付けてください。また、鳥類の動きを察知し、その都度風車の回転を停止する装置を開発してください。	洋上風力発電事業のバードストライクに対する監視手法や対策については、現時点で十分な知見が蓄積されてはいないものと認識しております。 今後、適切に調査を実施し、対象事業実施区域及びその周囲にどのような鳥類が生息しているかを把握するとともに、調査及び予測の結果を踏まえ、その影響の程度を把握した上で、適切な環境保全措置を検討し、影響の低減に努めます。
8-7	・稼働後鳥類への影響を回避するために、鳥類の高頻度利用時には風車の稼働を停止する装置を採用してください。しかし仮に高頻度利用時に風車の稼働を止めたとしても、風車の構造物に衝突する危険性は常に存在します。高頻度利用場所は風車の設置を行わないでください。	洋上風力発電事業のバードストライクに対する監視手法や対策については、現時点で十分な知見が蓄積されてはいないものと認識しております。 今後、適切に調査を実施し、対象事業実施区域及びその周囲にどのような鳥類が生息しているかを把握するとともに、調査及び予測の結果を踏まえ、その影響の程度を把握した上で、適切な環境保全措置を検討し、影響の低減に努めます。

第2-1表(15) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
8-8	以上、事業をすすめるのであれば、鳥類の重要な生息地であることをよく認識し、責任をもって鳥類の保護保全に尽力してください。	対象事業実施区域及びその周囲が、海鳥の重要な生息地であること、渡り鳥の重要な経路と重なっていること、希少猛禽類の採餌海域となっていることを踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲の鳥類の生息状況等を適切に把握するため、専門家の助言をいただきながら調査手法を検討しております。 事業の実施に当たっては専門家の助言、国内外における最新の知見・事例、地域住民、漁業者からの情報収集等に努め、調査、予測及び評価を実施し、鳥類への影響を可能な限り回避又は低減できるように環境保全措置を検討します。
8-9	〈電力について〉 これは質問です。 秋田県は夏季の風力が冬季に比べて圧倒的に弱くなりますが、風力発電の発電量もこれに応じて少なくなると思います。この落差はどのように補うのでしょうか？日本では夏の電力消費の方が多いと思うのですが。	本事業により発電した電力は、他電源により発電した電力とともに電力系統を通して需要家に供給されます。そのため、夏季の電力需要に対しては、本事業だけでなく、他電源の発電電力を含む電力系統システム全体で供給電力を管理し、電力需給のバランスが取られています。
9-1	秋田県が野鳥の楽園だという事実をご存じでしょうか？以前、野鳥講座という月1回開かれる講師の方が仰ってました。野鳥が心底好きで、リタイアしたら野鳥を求めて日本全国を旅しようと思っていたけれど、秋田にいれば渡り鳥の方から会いに来てくれるんだと、嬉しそうに話していました。季節の折々に、様々な渡り鳥達が秋田を訪れます。仙台暮らしが長い私が、これまで見たことのない胸が震える様な場面をどれだけ見せて貰ったことか。 渡り鳥は気流を利用して渡ってきます。風車が建設されている場所のほとんどは渡り鳥達のルートと重なります。大陸から海を越えて何万キロと渡るためには気流を利用するのは必要不可欠です。けれどそのルートを阻害しているのが風車です。 秋田県の沿岸には隙間が無いほど風車が立建設されています。現在、比較的風車が建設されていない場所は環境に影響がある、或いは景観に支障があるから建てないのだと信じていましたが、今回潟上市の船越海岸にも風車の建設予定があると知り絶望的な気持ちになりました。船越海岸は野鳥好きなら誰もが知っている大潟村に続く聖地となっているからです。 (次頁に続く)	対象事業実施区域及びその周囲が、海鳥の重要な生息地であること、渡り鳥の重要な経路と重なっていること、希少猛禽類の採餌海域となっていることを踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲の鳥類の生息状況等を適切に把握するため、専門家の助言をいただきながら調査手法を検討しております。 事業の実施に当たっては専門家の助言、国内外における最新の知見・事例、地域住民、漁業者からの情報収集等に努め、調査、予測及び評価を実施し、鳥類への影響を可能な限り回避又は低減できるように環境保全措置を検討します。

第 2-1 表 (16) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
9-1	冬になれば何万という数のマガン、カモ、白鳥も渡ってきます。珍しい種を見るためにその季節になれば県外から愛好家が観察に来ます。船越海岸は大潟村村への中継地として重要な場所です。陸路を塞がれ、今度は海岸線まで奪われようとしているのは見過ごせません。人間の都合を最優先にし、生態系の成り立ちを全く考慮していないこの計画には承服できません。 仙台から秋田に戻り 12 年という月日が経ちましたが、年々沿岸を訪れる事が億劫になっています。それは風車を見たくないからです。美しい鳥海山の付近にも夥しい数の風車があります。陸に建てる場所が無くなれば、今度は洋上風車。人間の欲望は限りないものだと思えるばかりです。 鳥類だけでなく、生態系のあらゆる種の絶滅危惧種がどんどん増えている今、生態系の環境保全は何よりも守られるべきなのではと思います。1 度失ってしまったものは二度と取り戻せません。どうかこの計画を白紙に戻して下さい強く望みます。	
10-1	ヨーロッパでは離岸距離を 20Km 以上取っているにも拘わらず、今回の計画では近いところではわずか 1km から 2km の場所に発電機が設置されると聞きました。そのことによって低周波音による住民の健康被害が懸念されます。低周波音の健康被害に関しては個人差が大きいことや、このような巨大な風力発電は日本においては初めてであることを考慮して、環境省の定める基準値に拘泥せず、広く住民への聞き取り調査を実施して、そのような被害が起きないことに万全を期してください。もし起きてしまったときには速やかに補償等を行うようにしてください。すでに陸上風力で健康被害を訴えている方々がいるのでそのような人々に聞き取り調査を行って、対策を講じてほしいと思います。	建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音による影響については、環境影響が最大となる状態における調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討します。 なお、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音による影響については、対象事業実施区域の周囲に存在する稼働中及び計画中の風力発電事業者の情報収集に努め、累積的な影響の予測、評価を実施します。 また、その結果を準備書に示すとともに、説明会や縦覧を通じて丁寧かつ十分な説明を行い、理解を得るように努めます。
10-2	渡り鳥に関しては、バードストライクだけではなく、風力発電機を回避する行動によって鳥たちはどのような影響を受けるのかについても調べてください。	対象事業実施区域及びその周囲が、海鳥の重要生息地であること、渡り鳥の重要な経路と重なっていること、希少猛禽類の採餌海域となっていることを踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲の鳥類の生息状況等を適切に把握するため、専門家の助言をいただきながら調査手法を検討しております。 事業の実施に当たっては専門家の助言、国内外における最新の知見・事例、地域住民、漁業者からの情報収集等に努め、調査、予測及び評価を実施し、鳥類への影響を可能な限り回避又は低減できるように環境保全措置を検討します。

第 2-1 表(17) 方法書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
10-3	景観に関しては見る人の主観的判断に委ねられるところが多いと思われるので、新聞テレビなどでイメージ図を広く広報し、また、住民が意見を表明できる場所を作ってほしいと思います。	地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響については、今後、調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討します。 また、その結果を準備書に示すとともに、説明会や縦覧を通じて丁寧かつ十分な説明を行い、理解を得るように努めます。

秋田魁新報（朝刊2面）

令和5年7月28日(金)掲載

[illegible]

広報おが「8月号」

広報おが「8月号」

観覧
男鹿市、潟上市及び秋田市の沖合において計画している風力発電事業に係る「環境影響評価手法」について、環境影響評価法及び関係法令に基づき、以下のとおり観覧及び説明会を開催いたします。

【観覧場所】男鹿市役所本庁舎（2階 男鹿出張所）
お申し込みのご予定は、船越出張所 脇本出張所

【観覧期間】8月28日（月）まで
※土曜日、日曜日、祝日を除く

【観覧時間】8時30分～17時15分

【電子観覧】下記2次元コードからご覧ください。


【説明会】
○8月22日（木）18時30分から20時30分
潟上市市民センター「かたてりあん」
○8月23日（金）18時30分から20時30分
男鹿市民文化会館
○8月24日（土）18時30分から20時30分
秋田市北部市民サービスセンター

【意見書】環境保全の見地からご意見を伺うことは、9月1日（月）までに、意見書に氏名・住所および意見を記入し、観覧場所に備え付けの意見箱に投入してください。問い合わせ先へ書簡にて郵送当日消印有効です。ご意見書に記載された個人情報、本件については使用し、それ以外の目的には使用しません。

▼問い合わせ先／株式会社JERA 総務・地域統括部電源立地地域環境調査第一ユニット
〒103-6125
東京都中央区日本橋2丁目5番1号

日本橋島屋三井ビルディング25階
☎080-8186571・5556
（土、日、祝日を除く）9時から17時まで

広報かたがみ「8月号」

洋上風力発電事業に係る環境影響
評価方法書の縦覧・説明会について

《事業名》 (仮称) 鹿鹿市、湯上市及び
秋田市沖洋上風力発電事業
《縦覧場所》 市役所、天王出張所、追
分出張所
《縦覧期限》 8月28日(月)
開庁時のみ
《電子縦覧》 [https://www.jera.co.jp/
jr/denshi-koukoku/
assessment_oga_
katagami_akita](https://www.jera.co.jp/jr/denshi-koukoku/assessment_oga_katagami_akita)

・8月22日(火) 市民センター「かたりあん」

・8月23日(水) 男鹿市民文化会館

・8月24日(木) 秋田市北部市民サ一

※各回全て18時30分～20時30分
 『意見書』 環境保全の見地からのご意見をおもちの方は9月11日(月)までに、意見書に氏名、住所および意見を記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函くださるか、または問い合わせ先へ書簡にて郵送(当日消印有効)してください。

※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。

〒103-6125
東京都中央区日本橋2丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング25階
株式会社 JERA 総務・地域統括部
電源立地部 環境調査第一ユニット
(☎080-8657-5556)

インターネットによる公表

株式会社JERAホームページ「お知らせ」(2023年7月28日(金)付け)



方法書意見書様式

(仮称)男鹿市、潟上市及び秋田市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書
意見書用紙

「(仮称)男鹿市、潟上市及び秋田市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、2023年9月11日(月)までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか郵送(当日消印有効)により下記のお問い合わせ先へお寄せください。

お問い合わせ先（意見書の郵送先）

7103-6125

東京都中央区日本橋2丁目5番1号 日本橋高島屋三井ビルディング 25階

株式会社 I E R A 総務・地域統括部 電源立地部 環境調査第一ユニット

TEL 080-8657-5556

(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

[illegible]

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2: この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使い下さい。

方法書縦覧状況

① 男鹿市（男鹿市役所）



② 潟上市（潟上市役所）



③ 秋田市（秋田市役所）

